

# 見直し適用時期及び激変緩和措置について

---

令和6年2月13日

- 接続研第七次報告書において、費用配賦見直しを行う場合、**データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスク**があること及び**音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性**があることといった指摘について、見直し後の接続料の適用スケジュールを検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされている。
- 他方で、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、**費用配賦の見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当**と考えるが、**具体的にはどの接続会計／接続料から適用することが適当か**。

	(1) (2022年度接続会計／) 2023年度届出接続料から反映	(2) 2023年度接続会計／2024年度届出接続料から反映
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に提出・公表済みの2022年度接続会計に遡及して修正を求めることが適当か。</li> <li>※ただし、2022年度接続会計を修正しない場合であっても、2023年度届出接続料について、二種接続料規則第3条に基づき、特別の理由があるとして総務大臣の承認を受けた場合には、2022年度接続会計に基づかない形で算定することも考えられる。</li> <li>2023年度届出接続料は、通常であれば2023年12月～2024年3月に届出が行われるところ、少なくとも一部の事業者による見直し作業が間に合わないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度接続会計以降であれば費用配賦見直しを反映可能と考えられる。</li> <li>接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点から、可能な範囲で速やかに適用されることが適当という基本的な考え方に合致するか。</li> </ul>
前回WGにおける構成員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の事業者の原価計算の原則に合っていない配賦基準の見直しにより、接続料が大きく変わってしまう状況をあまり長く放置はできないため、制度上可能であれば(1)が良い。企業の原価計算システムの改修等に立ち会ったが、そこまで時間がかかるのか疑問。</li> <li>プレフィックス自動付与機能による接続への対応の例などを踏まえると、配賦基準の見直しにそれほどの労力はかからない。3社が合意したのであれば、一刻も早くそれを実現すべきであり、3条承認申請を使った(1)が適当。</li> </ul>	
前回WGにおけるMNO意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ドコモ) 今年度適用の接続料から見直し後のルールを適用すべき。エクセルベースの計算でも十分対応でき、接続料の算定において、さほどシステム上の制約は影響しない。</li> <li>(SB) 2022年度接続会計はルールから逸脱した配賦という認識はなく、そこまで遡及して適用する意味はない。システム改修は時間は相当かかるが、2023年度接続会計は対応できる範囲。</li> <li>(KDDI) 現状システム対応が全くできていない中で、全て手作業になる。他社に比べて個別に設備を特定して、個別の配賦基準を適用していくようなことを今まで行っていなかったため、対応には時間を要する。2023年度接続会計は、期限については猶予をいただきたいが、可能な限り見直しを適用していく考え。</li> </ul>	

- 接続研第七次報告書において、費用配賦見直しを行う場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることといった指摘について、見直し後の接続料の適用スケジュールを検討する際に必要に応じて考慮することが適当とされている。（再掲）
- 各社の試算結果を踏まえて、**どのような激変緩和措置が考えられるか。**

	NTTドコモ案	KDDI案
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2023～2025年度のデータ接続料について、届出済の予測接続料を上限。予測と精算の差分、予測と予測の差分が生じた場合は見直しの影響を吸収</li> <li>② ①で回収しきれない場合は、今後届出する2026年度以降の接続料の原価に低減傾向が継続する範囲で繰延べ（例えば3年の期限を設定）</li> </ul> <p>※ 音声接続料に対する激変緩和措置なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2023年度のデータ接続料は届出済の予測接続料を上限とし、予測と精算の差分が生じた場合は見直しの影響を吸収</li> <li>② 2024年度以降のデータ接続料は、前年度接続料を上限とし、見直しの影響を吸収</li> <li>③ ①②で回収しきれない原価を音声接続料原価に戻す</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>①可能な範囲で速やかに適用</li> <li>②MVNOの予見性</li> <li>③MNOのコスト回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①音声接続料は速やかな適用だが、一部事業者のデータ接続料について、繰延べが長期化（×）</li> <li>②届出済みの2023～2025年度のデータ接続料が上限となっており、MVNOの予見性は維持。ただし後年度負担あり（○）</li> <li>③一部事業者のデータ接続料について、繰延べが長期化。3年の期限ではコスト回収漏れが発生する可能性（△）</li> </ul>
前回WGにおける構成員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両案のメリット・デメリットを整理した上で、改めて考えたほうが良い。</li> <li>・音声接続料については速やかに見直しを適用し、データ接続料についてはMVNOの資金繰りに配慮し、少なくとも現状水準を維持するような配慮が必要。適切な期間でデータ接続料に閉じた繰延べの措置を行い、音声接続料はダイレクトに下げるドコモ案が良い。</li> <li>・様々な理屈はあるが、結果的に、数値がどうなるかというのが一番重要。NTTドコモ案について、数年程度で、見直しに伴うデータ接続料の未回収コストを吸収できそうということだったが、他事業者も同様の年数で吸収できるのかという点がよく分からない。試算の数値を見ないとなかなか判断しにくい。</li> </ul>	

# 接続料試算結果

赤枠内構成員限り

3

(1) 音声伝送交換機能 (3分当たり)

※ 2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料

	NTTドコモ		KDDI・沖縄セルラー		ソフトバンク	
	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算
2023年度届出 接続料※						

(2) データ伝送交換機能 (回線容量単位接続料、10Mbps・月当たり)

	NTTドコモ		KDDI・沖縄セルラー・UQ		ソフトバンク・WCP	
	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算
[精算接続料] 2022年度	20.0万円 (予測: 20.3万円)		15.9万円 (予測: 21.2万円)		15.5万円 (予測: 18.8万円)	
[予測接続料] 2023年度	15.6万円		13.1万円		12.6万円	
[精算接続料] 2023年度						
[予測接続料] 2024年度						
[予測接続料] 2025年度						
[予測接続料] 2026年度						

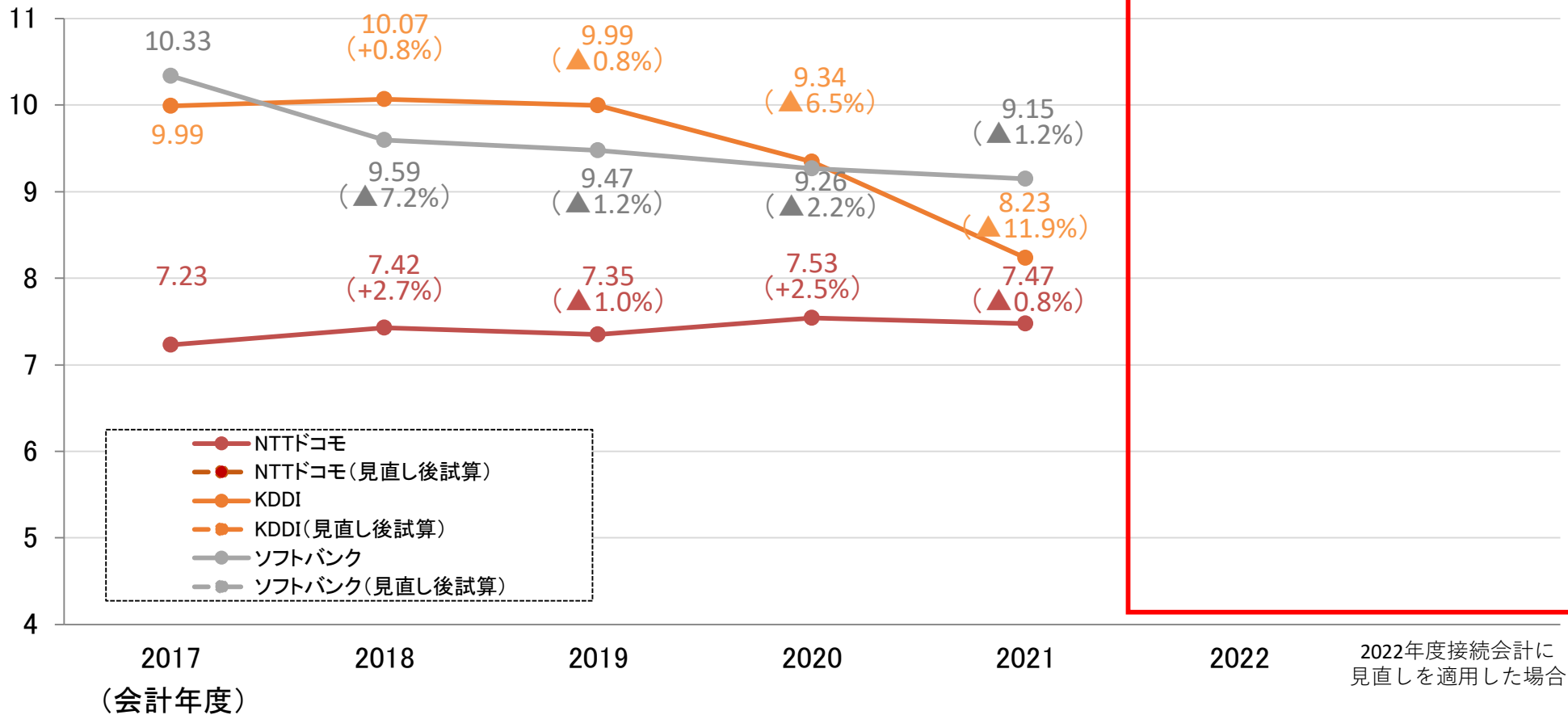
以下、大胆な試算

[予測接続料] 2027年度 の見込み						
[予測接続料] 2028年度 の見込み						

➤ 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2022年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される音声伝送交換機能の2023年度届出接続料※について、約1～4割の値下げの影響が見込まれる。

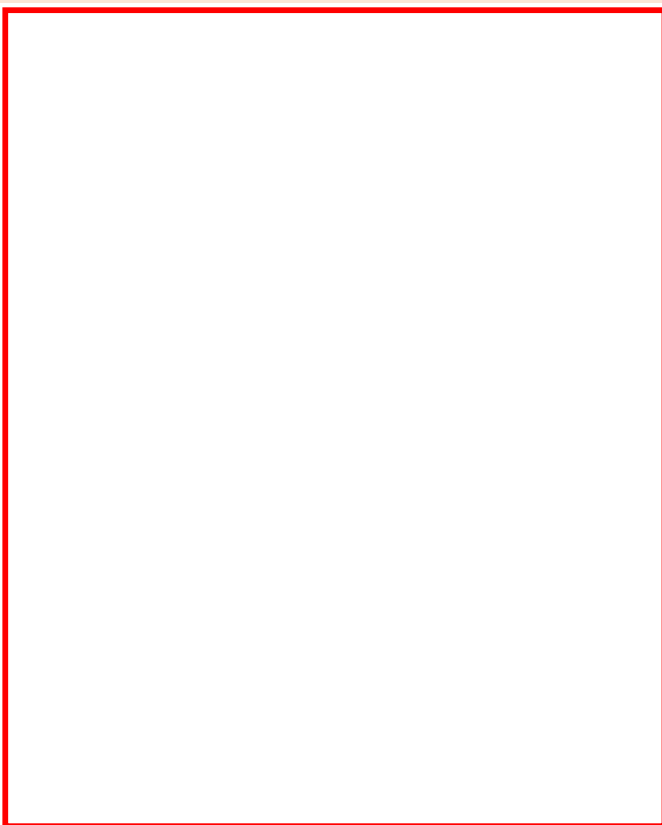
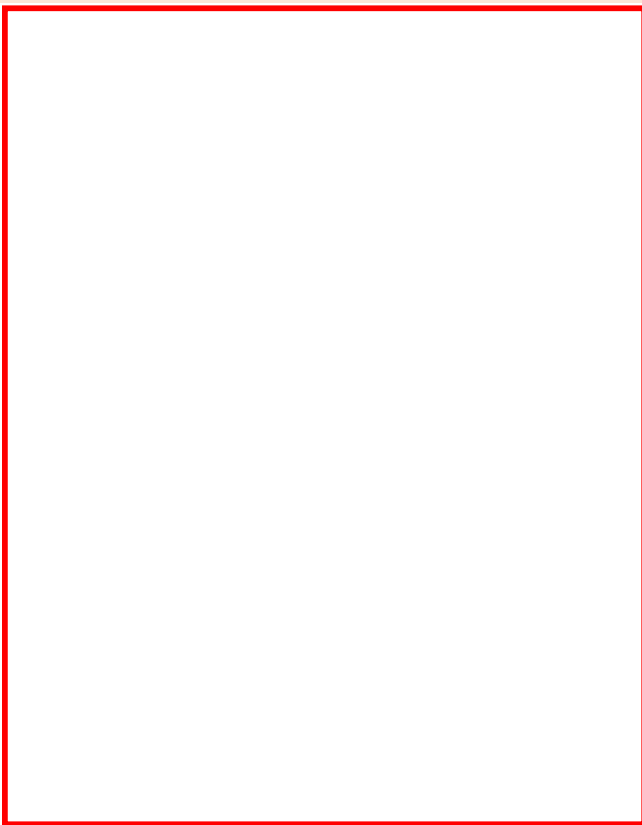
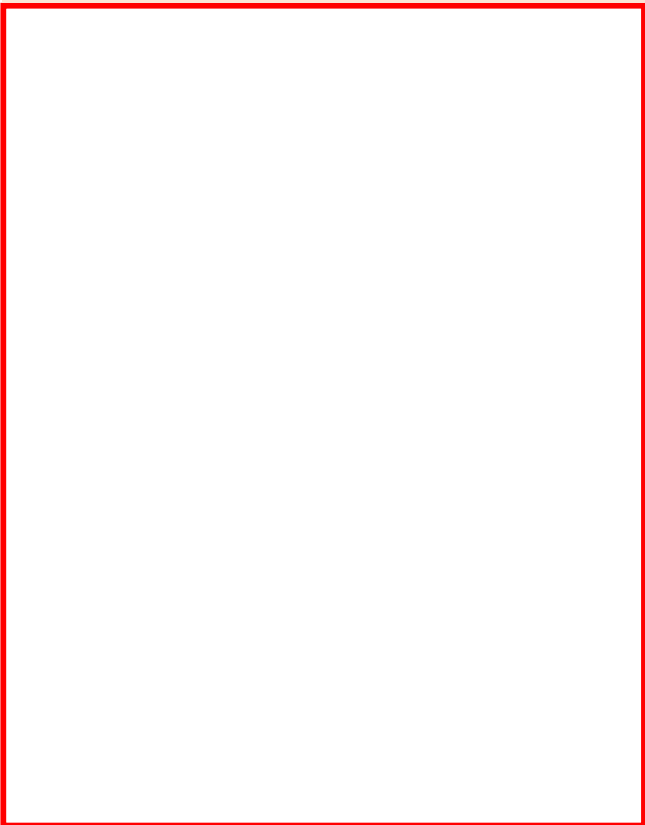
※ 2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料

(円/3分)



※ 括弧内は対前年度増減率。

- 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2022年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定されるデータ伝送交換機能（回線容量単位接続料）の2022年度精算接続料及び2024～2026年度の予測接続料について約5～20%の値上げの影響が見込まれる。



● NTTドコモ（2023年2月届出）

● KDDI（2023年2月届出）

● ソフトバンク（2023年2月届出）

● NTTドコモ（2024年2月届出予定）

● KDDI（2024年2月届出予定）

● ソフトバンク（2024年2月届出予定）

● NTTドコモ（見直し後試算）

● KDDI（見直し後試算）

● ソフトバンク（見直し後試算）

■ 予測接続料

	2023	2024	2025	2026
前回届出	15.6	13.1	11.3	-
届出予定	-			

	2023	2024	2025	2026
前回届出	13.1	11.0	10.2	-
届出予定	-			

	2023	2024	2025	2026
前回届出	12.6	9.8	8.0	-
届出予定	-			

※ 数字は概算

NTTドコモ案

KDDI案

NTTドコモ案

KDDI案



NTTドコモ案

KDDI案

# 代替案

## (1) 原則の整理

- (原則1) 費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO 3社一斉に適用する。
- (原則2) データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性は、最大限維持する。
- (原則3) (音声接続料の) 激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが、その期間は、必要最小限のものとする。
- (原則4) 激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータ間の費用の付け替えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータ間の費用の段階的な付け替えにより調整する。

(参考) 接続研第7次報告書P118

<ステップ1見直しの影響>

原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘があった。

こうした指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当である。具体的には、まずは各社において原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省において激変緩和措置等を検討することが適当である。

## (2) 原則を踏まえた整理案

(原則1) 費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO3社一斉に適用する。

- 見直しに当たり、帳簿上の1,000万件超の固定資産について改めて仕分けが必要であること等を考えると、**2023年度の接続会計から適用することが最速**であり、費用配賦の見直しは、MNO3社一斉に2023年度の接続会計から適用する。
- ただし、できるだけ早く見直しを実現するという趣旨を踏まえ、**費用配賦の見直しによる影響が大きいKDDIは、2022年度接続会計に基づき算定する音声接続料について、自主的な対応**を行う。

(原則2) データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性は、最大限維持する。

- **MVNOの予見可能性を維持するため、2023~2025年度のデータ接続料**（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、**費用配賦の見直し前の水準を維持**する。  
ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及び精算接続料の算定ができないため、
  - ・ **2023年度接続料**は、**参考値**（見直し前の2023年度接続会計相当に基づき合理的に算定する2023年度精算接続料の見込み値）を**精算接続料とみなし精算**する。
  - ・ **2024及び2025年度接続料**は、**2024年2月に届出を行う予測接続料を上限**とする（見直し後の各年度接続会計により実績値を算出し、上限を下回る場合に限り精算する）。
- なお、MNO各社は、2026年度以降も、費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むものとする。

(原則3) (音声接続料の) 激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが、その期間は、必要最小限のものとする。

- **激変緩和措置が適用される期間は、1年間**とする。

(原則4) 激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータの間での費用の付け替えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータの間での費用の段階的な付け替えにより調整する。

- 激変緩和措置が適用される期間は、費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額について、**音声接続料(2024年度届出接続料)の原価に戻す**ことができる。
- ただし、**音声接続料の原価に戻すことができる増加分は、激変緩和措置であることを踏まえ、全額ではなく、2分の1を上限**とする。

(NTTドコモに適用した場合)

- 具体的な適用時期及び激変緩和措置（案）
  - ・ 費用配賦見直しの適用開始は2023年度接続会計から。
  - ・ ただし、2022年度接続会計に基づき算定する音声接続料について、KDDIのみ自主的に前年度の接続料を据え置きとし、差分は自社で吸収。
  - ・ 2023～2025年度のデータ接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、費用配賦の見直し前の水準を維持する。ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及び精算接続料の算定ができないため、
    - ・ 2023年度接続料は、参考値（見直し前の2023年度接続会計相当に基づき合理的に算定する2023年度精算接続料の見込み値）を精算接続料とみなし精算する。
    - ・ 2024及び2025年度接続料は、2024年2月に届出を行う予測接続料を上限とする（見直し後の各年度接続会計により実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算する）。
    - ・ 2026年度以降のデータ接続料には費用配賦の見直しを適用。
  - ・ （音声接続料への）激変緩和措置として、2023年度の1年のみ、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認める。ただし、音声接続料の原価に戻すことができる増加分は、費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限とする。

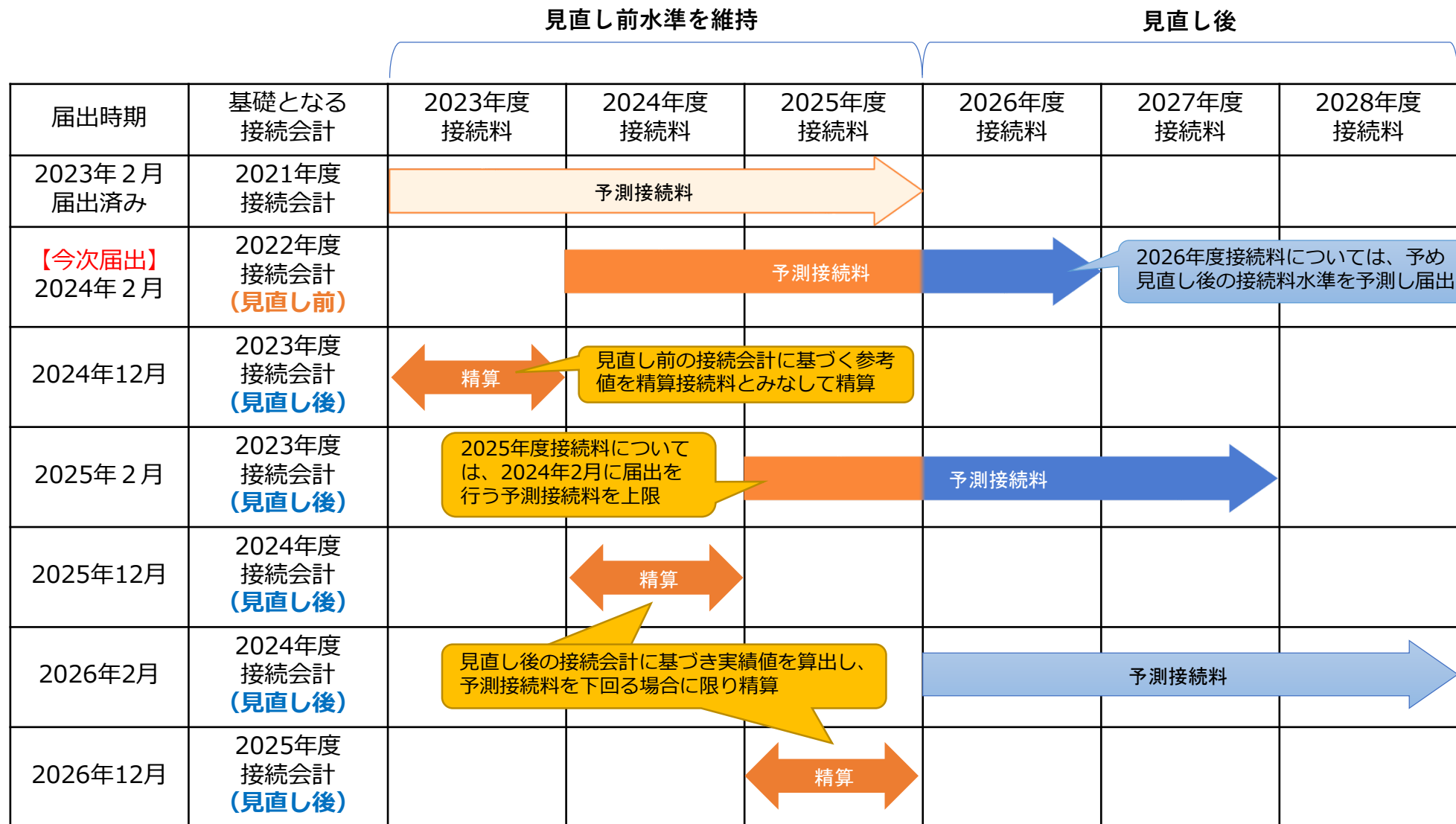
## ■ 代替案を適用した場合の、各社の接続料水準（試算値）

	基礎事業年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
音声接続料	ドコモ							
	KDDI							
	SB							
データ接続料	ドコモ							
	KDDI							
	SB							

(KDDIに適用した場合)

(ソフトバンクに適用した場合)

- 2023年度接続会計から費用配賦見直しを適用としつつ、2023～2025年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持する場合の、接続会計とデータ接続料との関係は以下のとおり。
- MVNOの予見性を確保する観点から、今次届出が行われる2024～2026年度の予測接続料のうち、2026年度接続料については、予め見直し後の接続料水準を予測し、届出を行うことが適当ではないか。



## 接続研第七次報告書案のパブリックコメント時に寄せられたMVNOの主な意見

- ステップ1における音声/データ伝送役務の費用配賦のうち、「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦で用いられている固定資産価額比について、音声/データ伝送役務のトラフィック比を基本として算出することは、MNO各社による恣意性が排除され、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、見直しについて賛同いたします。
- ただし、見直しを行うことで、これまで不当に多くの原価を音声接続料側に寄せていたMNOにおいては、データ接続料が現状よりも上昇することが想定され、MVNOのデータ接続料負担の増加に繋がることが考えられます。MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、MVNOの予見可能性の低下は、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の制度化においては、想定される新算定方式に基づくMNO各社の接続料の試算を確認いただき、**データ接続料が大きく増加するなどする場合は、MVNOの予見可能性を守るべく導入時期や激変緩和措置等の対応**について検討をお願いいたします。

【株式会社インターネットイニシアティブ】

- 原価算定の適正性向上のため、二種指定事業者各社において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが重要であると考えますので本報告書案に賛同いたします。
- この点、現在では音声/データ伝送役務で共通の設備を用いることが少なくない状況であることを踏まえると、音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化により、透明性・適正性の向上に繋がることから望ましいと考えます。
- 一方、MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによって、**データ接続料原価が増加し、データ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい**と考えます。
- また、先般MNO各社より検証結果が公表されたモバイルスタックテストについて、データ接続料相当額の算出には2022年度の予測接続料が用いられているところ、仮に2022年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、実質的に新たな算定方法で算出された接続料水準で市場競争が生じていることになるため、MNOとMVNO間のイコールフットイング確保というモバイルスタックテストの趣旨を鑑み、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましいと考えます。

【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】

- 原価抽出プロセスにおいて、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行うことでデータ接続料負担の増加等の影響が懸念されるところ、事業規模の小さいMVNOにとって、見直し後のデータ接続料の水準によっては事業計画等に大きな影響が及ぶおそれがあるものと考えます。
- 総務省殿においては、データ接続料水準への影響について試算いただき、**MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入など激変緩和として必要な措置をご検討いただくことを要望**いたします。

【株式会社オプテージ】